

傍聴のご案内

■本会議の傍聴について

本会議は、市役所 3 階の議場で開催されます。

市議会の本会議は、中学生以上の方ならどなたでも傍聴することができます。特別な手続きは必要ありません。傍聴をご希望の方は、本会議開催日に、市役所 3 階の傍聴席入口に備え付けてある受付簿に、住所、氏名、年齢を記入して傍聴席へお入りください。

なお、音声聞き取りにくく感じられる方には音声受信器（イヤホン）を用意していますので、市議会事務局にお申し出ください。

■常任委員会（総務市民文教委員会、環境福祉経済委員会）の傍聴について

各常任委員会は市役所 3 階の委員会室で開催されます。本会議で付託された議案や請願を審査します。委員会の傍聴については、委員長の許可が必要です。傍聴を希望される方は、委員会室でその旨を議会事務局に申し出て下さい。

※傍聴のとき守っていただく事項

- 言論に対して拍手、その他の方法で可否を表明しない。
- お互いに話をしたり、歌を歌ったり、大声で笑ったり、騒ぎ立てない。
- はち巻き、腕章の類をしない。
- 帽子、外とう、襟巻などを着用しない。（議長の許可を得たときは可）
- 飲食や喫煙をしない。
- みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしない。
- 秩序を乱し、会議の妨害になるような行為をしない。
- 撮影や録音等をしない。（議長の許可を得たときは可）
- 携帯電話のスイッチの電源は必ず切ってください。

※次の場合は傍聴席に入れませんのでご了承ください

- 銃器、棒その他の危険なものを所持している場合
- 酒気を帯びていると認められる場合
- 異様な服装をしている場合
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を所持している場合
- 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器類を所持している場合
- 上記のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある場合
児童及び乳幼児（議長の許可を得たときは可）